

# 特定事業場等の水質測定義務（回数） についての要綱

## 1 目的

この要綱は、公共下水道の維持管理に資するため、下水道法第12条の11に基づき、継続して公共下水道を使用する特定施設等の設置者が行う水質測定の回数を定めるものとする。

## 2 水質測定の回数に係る運用について

- (1) 重金属を排水する事業場で除害施設を設置しているもの。  
1 ヶ月に1回
- (2) 重金属を排水する事業場で除害施設を設置していないもの。  
1 ヶ月に1回
- (3) 環境項目（重金属を除く）を排水する事業場で除害施設を設置しているもの。  
2 ヶ月に1回
- (4) 環境項目（重金属を除く）を排水する事業場で除害施設を設置していないもの。  
2 ヶ月に1回
- (5) 日排水量50トン以上で直罰適用外の事業場  
年に1回
- (6) (1)～(5)のほか、施設の損傷の恐れのある排水を下水道管に排出する事業場については、公共下水道管理者が別に定める。
- (7) (1)・(2)の事業場については、排水量の規制がないものとする。  
(3)・(4)の事業場については、排水量日平均50トン以上とする。

## 3 水質の測定方法及び測定結果の記録について

- (1) 水質の測定方法  
下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令1号）に規定する方法で行う。
- (2) 測定機関  
公共の分析機関あるいは環境計量証明事業場でおこなう。
- (3) 測定時刻及び採取方法  
測定試料は、測定しようとする排水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取する。
- (4) 採取場所  
試料の採取は、公共下水道への排水口毎に、公共下水道に流入する直前で行う。
- (5) 測定の記録  
測定の記録は、水質測定記録表に行い、5年間保存する。

## 4 他法令の適用について

群馬県流域下水道維持管理要綱及び他法令等に別の定めが適用された場合はこの限りでない。

## 5 附則

この水質測定に係る運用についての要綱は、平成5年10月1日より実施する。